

三条地域水道用水供給企業団における女性職員の
活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
三条地域水道用水供給企業団
企業長 國定 勇人

三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、企業団企業長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 計画の推進体制

組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況の点検、評価等を定期的実施する。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令 61 号。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況について把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、女性職員 1 名という現状を踏まえ、企業団の男性職員が家庭生活への積極的関与により、配偶者の職業上の活躍に寄与するものとして、目標を掲げるものとする。

（1）男性職員の育児休業の取得の促進

平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の取得率向上を図る。

なお、50 歳以上職員が 64% 超という現状から、数値目標は設けないものとする。

（2）育児参加のための休暇の取得促進

平成 32 年度までに、制度利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、子の看護休暇など、育児参加のための休暇取得割合を 100% とする。

4 目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

（1）平成 28 年度から、出産・育児に関する特別休暇等の精度内容を職員に周知する。

（2）平成 28 年度から、職員が休暇等を取得しやすくなるように「業務分担の見直し」による配慮を行う。